

(租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第九条 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

(趣旨)

第一条 この法律は、租税条約等を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び地方税法(平成二十六年法律第二百二十六号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(免税芸能法人等の役務提供の対価に係る源泉徴収及び所得税の還付)

第三条 省略

2・3 省略

4 第二項の規定の適用がある場合における所得税法第二百十五条(租税特別措置法第四十二条第二項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、所得税法第二百十五条中「徵收された場合」とあるのは「徵收された場合(当該非居住者又は外国法人が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施条例法」という。)第三条第二項(免税芸能法人等の役務提供の対価に係る源泉徴収及び所得税の還付)の規定により当該徵收された所得税の還付を受けることができる場合(同条第一項に規定する免税芸能外国法人(以下「免税芸能外国法人」という。)にあつては、当該徵收された所得税の額の全部につき還付を受けることができる場合に限る。)を除く。)」と、「給与又は報酬」とあるのは「給与又は報酬(免税芸能外国法人にあつては、租税条約等実施条例法第三条第一項に規定する株主等所得に対応する部分を除く。)」と、「同項」とあるのは「第二百二十二条第一項」とする。

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)

第三条の二 相手国居住者等が支払を受ける配当等(租税条約に規定する

(趣旨)

第一条 この法律は、租税条約等を実施するため、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の特例その他必要な事項を定めるものとする。

(免税芸能法人等の役務提供の対価に係る源泉徴収及び所得税の還付)

第三条 同上

2・3 同上

4 第二項の規定の適用がある場合における所得税法第二百十五条(租税特別措置法第四十二条第二項第一号の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用については、所得税法第二百十五条中「徵收された場合」とあるのは「徵收された場合(当該非居住者又は外国法人が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施条例法」という。)第三条第二項(免税芸能法人等の役務提供の対価に係る源泉徴収及び所得税の還付)の規定により当該徵收された所得税の還付を受けることができる場合(同条第一項に規定する免税芸能外国法人(以下「免税芸能外国法人」という。)にあつては、当該徵收された所得税の額の全部につき還付を受けることができる場合に限る。)を除く。)」と、「給与又は報酬」とあるのは「給与又は報酬(免税芸能外国法人にあつては、租税条約等実施条例法第三条第一項に規定する株主等所得に対応する部分を除く。)」と、「同項」とあるのは「第二百二十二条第一項」とする。

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)

第三条の二 相手国居住者等が支払を受ける配当等(租税条約に規定する

配当、利子若しくは使用料（当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。）又はその他の所得で、所得税法の施行地にその源泉があるものをいう。以下同じ。）のうち、当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等において限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第一百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の三の二第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項、第四十一条の十二第一項若しくは第二項若しくは第四十一条の十二第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の三の二第一項、第九条の六第二項から第四項まで、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項、第四十一条の十二第一項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用され、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

2 相手国居住者等が支払を受ける相手国居住者等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第一百六十四条第二項、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第九条の三の二第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項、第四十一条の十二第一項及び第二項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

3 外国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（次項において「株主等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の三の二第一項、第四十一条の九第二項若し

配当、利子若しくは使用料（当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。）又はその他の所得で、所得税法の施行地にその源泉があるものをいう。以下同じ。）のうち、当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等において限度税率を定める当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国居住者等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第一百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の三の二第一項、第九条の六第二項から第四項まで、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項、第四十一条の十二第一項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

2 相手国居住者等が支払を受ける相手国居住者等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第一百六十四条第二項、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第九条の三の二第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項、第四十一条の十二第一項及び第二項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

3 外国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（次項において「株主等配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の三の二第一項、第四十一条の九第二項若し

くは第三項、第四十一条の十二第二項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これららの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

4 外国法人が支払を受ける株主等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第五号、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第二項及び第三項、第四十一条の十二第二項並びに第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

5 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第一百七十条、第一百七十九条若しくは第二百十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第三項若しくは第四項、第九条の三、第九条の三の二第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

6 非居住者又は外国法人が支払を受ける相手国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第三号及び第五号、第一百六十四条第二項、第一百六十九条、第一百七十条、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第九条の三の二第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一

第四項、第四十一条の九第二項若しくは第三項、第四十一条の十二第二項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これららの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

4 外国法人が支払を受ける株主等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七条第一項第五号、第一百七十八条、第一百七十九条並びに第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八条の二第一項、第九条の三の二第一項、第九条の六第二項から第四項まで、第四十一条の

条の十第一項及び第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

7

非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項、第十三項及び第十四項において「第三国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第四項、第九条の三（所得税法第二百十三条第一項に係る部分に限る。）、第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

8 非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定があるものについては、所得税法第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第四十一条の九第三項及び第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

9 12 省略

13 所得税法第二百七十二条第一項（第二号を除く。）及び第三項の規定は、非居住者又は外国法人が第三国団体配当等（同法第二百六十五条又は法人税法第二百四十二条若しくは第二百四十二条の九の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける場合において、当該第三国団体配当等について第七項又は第八項の規定の適用を受けるときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる所得税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項及び第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

7

非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項、第十三項及び第十四項において「第三国団体配当等」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する所得税法第二百十三条第一項又は租税特別措置法第八条の二第四項、第九条の三（所得税法第二百十三条第一項に係る部分に限る。）、第九条の三の二第一項、第九条の六第四項、第四十一条の九第三項若しくは第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

8 非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定があるものについては、所得税法第二百十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第九条の三の二第一項、第九条の六第四項、第四十一条の九第三項及び第四十一条の十二の二第一項から第三項までの規定の適用はないものとする。

9 12 同上

13 所得税法第二百七十二条第一項（第二号を除く。）及び第三項の規定は、非居住者又は外国法人が第三国団体配当等（同法第二百六十五条又は法人税法第二百四十二条若しくは第二百四十二条の九の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける場合において、当該第三国団体配当等について第七項又は第八項の規定の適用を受けるときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる所得税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとするほか、必要な技術的読み替えは、政令で定める。

同上	同上	同上		同上
同上	同上	同上		同上
同上	同上	同上	若しくは第三項（外国特定目的信託の利益の分配又は外国特定投資信託の収益の分配に係る課税の特例）、第四十一条の九第一項（懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等）若しくは第四十一条の十第一項（定期積金の給付補てん金等の分離課税等）	第一百七十条（非居住者に係る税率）若しくは第一百七十九条（国外法人に係る税率）又は租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三条第一項（利子所得の分離課税等）、第八条の二第一項若しくは第三項（私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当所得の分離課税等）、第九条の三（上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例）、第九条の六第二項

14

所得税法第百六十四条第一項第一号に掲げる非居住者が支払を受けるべき第三国団体配当等（同号に定める国内源泉所得に該当するものに限る。）のうち、第七項又は第八項の規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる利子等及び配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要第三国団体配当等」という。）に係る利子所得及び配当所得については、租税特別措置法第八条の五の規定は適用しない。この場合において、当該申告不要第三国団体配当等に係る利子所得又は配当所得については、所得税法第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要第三国団体配当等に係る利子所得又は配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要第三国団体配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあっては、百分の十五）の税率から第七項の限度税率を控除して得た率（当該非居住者が第八項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあっては、百分の十五）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

15 前項後段の規定のある場合には、次に定めるところによる。

一 省略

二 所得税法第百六十五条第一項の規定により同法第六十九条の規定に準じて計算する場合には、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二第十四項（申告不要第三国団体配当等に係る分離課税）に規定する申告不要第三国団体配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（以下「申告不要第三国団体配当等に係る配当所得等の金額」という。）を除く。）」と読み替えるものとする。

三 所得税法第百六十五条第一項の規定により同法第七十一条、第七十条

14

所得税法第百六十四条第一項第一号から第三号までに掲げる非居住者が支払を受けるべき第三国団体配当等（当該非居住者が同項第二号又は第三号に掲げる者である場合には、これらの号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。）のうち、第七項又は第八項の規定の適用を受けるもの（租税特別措置法第八条の五第一項各号に掲げる利子等及び配当等に限る。以下この項及び次項において「申告不要第三国団体配当等」という。）に係る利子所得及び配当所得については、租税特別措置法第八条の五の規定は適用しない。この場合において、当該申告不要第三国団体配当等に係る利子所得又は配当所得については、所得税法第百六十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該申告不要第三国団体配当等に係る利子所得又は配当所得の金額に対する所得税の額は、当該申告不要第三国団体配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の二十（租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあっては、百分の十五）の税率から第七項の限度税率を控除して得た率（当該非居住者が第八項の規定の適用を受ける場合には、百分の二十（租税特別措置法第八条の四第一項各号に掲げる利子等及び配当等にあっては、百分の十五）の税率）を乗じて計算した金額に相当する金額とすることができる。

15 同上

一 同上

二 所得税法第百六十五条の規定により同法第六十九条の規定に準じて計算する場合には、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二第十四項（申告不要第三国団体配当等に係る分離課税）に規定する申告不要第三国団体配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額（以下「申告不要第三国団体配当等に係る配当所得等の金額」という。）を除く。）」と読み替えるものとする。

三 所得税法第百六十五条の規定により同法第七十一条、第七十二条、

二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定に準じて計算する場合には、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要第三国団体配当等に係る配当所得等の金額」と読み替えるものとする。

四 所得税法第一百六十五条第一項の規定により同法第九十二条の規定に準じて計算する場合には、同条第一項中「ものを除く。」とあるのは、「ものを除く。」及び租税条約等実施特例法第三条の二第十四項（申告不要第三国団体配当等に係るもの）と、「前節（税率）」とあるのは、「前節（税率）及び租税条約等実施特例法第三条の二第十四項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係るもの」と、「前節（税率）」とあるのは、「前節（税率）及び租税条約等実施特例法第三条の二第十四項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係る配当所得等の金額（租税条約等実施特例法第三条の二第十五項第三号の規定により読み替えられた第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得等の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額、申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額」と読み替えるものとする。

五 省略

24 16
23

居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第四十条の十第一項に規定する給付補填金等に該当するものであつて第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「特定給付補填金等」という。）に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定給付補填金等に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定給付補填金等に係る譲渡所得の一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定給付補填金等に係る雑所得

第七十八条、第八十六条及び第八十七条の規定に準じて計算する場合には、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、申告不要第三国団体配当等に係る配当所得等の金額」と読み替えるものとする。

四 所得税法第一百六十五条の規定により同法第九十二条の規定に準じて計算する場合には、同条第一項中「ものを除く。」とあるのは、「ものを除く。」及び租税条約等実施特例法第三条の二第十四項（申告不要第三国団体配当等に係るもの）と、「前節（税率）」とあるのは、「前節（税率）及び租税条約等実施特例法第三条の二第十四項」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係る配当所得等の金額（租税条約等実施特例法第三条の二第十五項第三号の規定により読み替えられた第七十二条、第七十八条、第八十六条及び第八十七条（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得等の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは、「課税総所得金額及び申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは、「課税総所得金額に係る所得税額、申告不要第三国団体配当等に係る課税配当所得等の金額に係る所得税額」と読み替えるものとする。

五 同上

24 16
23

居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第四十条の十第一項に規定する給付補てん金等に該当するものであつて第九項から第十一項までの規定の適用を受けるもの（以下この項及び次項において「特定給付補てん金等」という。）に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得については、同条第一項の規定は、適用しない。この場合において、当該特定給付補てん金等に係る譲渡所得、一時所得及び雑所得については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定給付補てん金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定給付補てん金等に係る雑所

「という。」に対し、特定給付補填金等に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。

25 前項後段の規定のある場合には、次に定めるところによる。

一 特定給付補填金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額は、それぞれその年中の特定給付補填金等の総収入金額とする。

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四条の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）」

（第三条の二第二十四項（特定給付補填金等に係る分離課税）に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額（以下「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」という。）」とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定給付補填金等に係る雑所得等の金額を除く。）」とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約等実施特例法第三条の二第二十四項（特定給付補填金等に係る分離課税）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課

税総所得金額及び特定給付補填金等に係る雑所得等の金額（租税条約等実施特例法第三条の二第二十五項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定給付補填金等に係る課税雑所得等の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特

得等の金額」という。」に対し、特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額（次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に百分の十五の税率から適用限度税率を控除して得た率（当該居住者が第十一項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率）を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。

25 同上

一 特定給付補てん金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額は、それぞれその年中の特定給付補てん金等の総収入金額とする。

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四条の四までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）」

（第三条の二第二十四項（特定給付補てん金等に係る分離課税）に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額（以下「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」という。）」とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額（特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額を除く。）」とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節（税率）」とあるのは「前節（税率）及び租税条約等実施特例法第三条の二第二十四項（特定給付補てん金等に係る分離課税）」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課

税総所得金額及び特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額（租税条約等実施特例法第三条の二第二十五項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで（雑損控除等）の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定給付補填金等に係る課税雑所得等の金額」という。）の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特

定給付補填金等に係る課税雜所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税總所得金額に係る所得稅額」とあるのは「課税總所得金額に係る所得稅額、特定給付補填金等に係る課税雜所得等の金額に係る所得稅額」と、同法第九十五条中「その年分の所得稅の額」とあるのは「その年分の所得稅の額及び租稅條約等実施特例法第三条の二第二十四項（特定給付補填金等に係る分離課稅）の規定による所得稅の額」とする。

六省略 26・27省略

（配当等又は譲渡収益に対する申告納稅に係る所得稅等の輕減等）

第四条 相手国居住者等が、配当等又は譲渡収益（資産の譲渡により生ずる収益で所得稅法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まるものを除く。以下同じ。）のうち、当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租稅條約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国居住者等所得」という。）であつて限度税率を定める当該租稅條約の規定の適用があるものに係る所得（所得稅法第二百六十五条又は法人稅法第二百四十二条若しくは第二百四十二条の九の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該相手国居住者等の所得稅額又は法人稅額のうち当該所得に對応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得（所得稅に係る場合には、その課稅標準に含まれる部分に限る。）の金額に当該租稅條約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該相手国居住者等の所得税又は法人稅につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

2 相手国居住者等が有する相手国居住者等所得であつて所得税又は法人稅の免除を定める租稅條約の規定の適用があるものに係る所得（所得稅法第二百六十五条又は法人稅法第二百四十二条若しくは第二百四十二条の九の規定の適用を受けるものに限る。）については、所得稅法第七条第一項第三号、第一百六十四条第一項及び第二百六十五条から第二百六十五条の六まで並びに法人稅法第九条及び第二百四十一条から第二百四十四条の二までの規定の適用はないものとする。

及び特定給付補てん金等に係る課税雜所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税總所得金額に係る所得稅額」とあるのは「課税總所得金額に係る所得稅額、特定給付補てん金等に係る課税雜所得等の金額に係る所得稅額」と、同法第九十五条中「その年分の所得稅の額」とあるのは「その年分の所得稅の額及び租稅條約等実施特例法第三条の二第二十四項（特定給付補てん金等に係る分離課稅）の規定による所得稅の額」とする。

六同上 26・27同上

（配当等又は譲渡収益に対する申告納稅に係る所得稅等の輕減等）

第四条 相手国居住者等が、配当等又は譲渡収益（資産の譲渡により生ずる収益で所得稅法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まるものを除く。以下同じ。）のうち、当該相手国居住者等に係る相手国等との間の租稅條約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国居住者等所得」という。）であつて限度税率を定める当該租稅條約の規定の適用があるものに係る所得（所得稅法第二百六十五条又は法人稅法第二百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該相手国居住者等の所得稅額又は法人稅額のうち当該所得に對応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得（所得稅に係る場合には、その課稅標準に含まれる部分に限る。）の金額に当該租稅條約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該相手国居住者等の所得税又は法人稅につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

2 相手国居住者等が有する相手国居住者等所得であつて所得税又は法人稅の免除を定める租稅條約の規定の適用があるものに係る所得（所得稅法第二百六十五条又は法人稅法第二百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）については、所得稅法第七条第一項第三号、第一百六十四条第一項及び第二百六十五条並びに法人稅法第九条及び第二百四十一条から第二百四十四条までの規定の適用はないものとする。

3 外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（次項において「株主等所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（法人税法第百四十二条又は第百四十二条の九の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合は第百四十二条の九の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該外国法人において、当該外国法人の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該外国法人の法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

4 外国法人が有する株主等所得であつて法人税の免除を定める租税条約

の規定の適用があるものに係る所得（法人税法第百四十二条又は第百四十二条の九の規定の適用を受けるものに限る。）については、同法第九条及び第百四十二条から第百四十四条の二までの規定の適用はないものとする。

5 非居住者又は外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国団体所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第六十五条又は法人税法第百四十二条若しくは第百四十二条の九の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該非居住者又は外国法人の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得（所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。）の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該非居住者又は外国法人の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

6 非居住者又は外国法人が有する相手国団体所得であつて所得税又は法

3 外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国等においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者（当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国等の居住者とされる者に限る。）の所得として取り扱われるものとされる部分（次項において「株主等所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（法人税法第百四十二条の九の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該外国法人の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該外国法人の法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

4 外国法人が有する株主等所得であつて法人税の免除を定める租税条約

の規定の適用があるものに係る所得（法人税法第百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）については、同法第九条及び第百四十二条から第百四十四条までの規定の適用はないものとする。

5 非居住者又は外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国等との間の租税条約の規定において、当該相手国等においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国等の団体の所得として取り扱われるものとされるもの（次項において「相手国団体所得」という。）であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第六十五条又は法人税法第百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）を有する場合において、当該非居住者又は外国法人の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得（所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。）の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該非居住者又は外国法人の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

6 非居住者又は外国法人が有する相手国団体所得であつて所得税又は法

人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得（所得税法第百六十五条又は法人税法第百四十二条若しくは第百四十二条の九の規定の適用を受けるものに限る。）については、所得税法第七条第一項第三号、第二百六十四条第一項及び第二百六十五条から第二百六十五条の六まで並びに法人税法第九条及び第二百四十一条から第二百四十四条の二までの規定の適用はないものとする。

(保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例)

第五条の二 省略

第五条の二 同 上

3

相手国居住者等で恒久的施設（所得税法第二条第一項第八号の四に規定する恒久的施設をいう。第五項及び第六項において同じ。）を有する非居住者であるものがその給与又は報酬（同法第二百六十一條第一項第十二号に掲げる国内源泉所得に該当するものに限る。第五項及び第六項において同じ。）から支払つた又は控除される特定社会保険料（社会保険料及び当該相手国居住者等に係る租税条約の相手国等の社会保障制度に係る保険料のうち、当該租税条約の規定によりこれらの金額につき一定の金額を限度として給与又は報酬に対し租税を課さないこととされるものをいう。以下この条において同じ。）については、当該相手国居住者等の同法第二百六十五条第一項に規定する総合課税に係る所得税の課税標準及び所得税の額につき同項の規定により同法第二十八条又は第五十七条の二の規定に準じて計算する場合には、同法第二十八條第二項中「給与所得控除額」とあるのは「給与所得控除額及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第五条の二第三項（保険料を支払つた場合等の所得税の課税の特例）に規定する特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額」と、同条第四項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額から特定社会保険料の金額を控除した残額」と、同法第五十七条の二第一項中「残額からその超える部分の金額」とあるのは「収入金額から同項の給与所得控除額及びその超える部分の金額並びに特定社会保険料の金額」と読み替えるものとする。

7 · 8 省略

7 · 8 同上

人税の免除を定める租税条約の規定のあるものに係る所得（所得法第一百六十五条又は法人税法第二百四十二条の規定の適用を受けるものに限る。）については、所得税法第七条第一項第三号、第一百六十四条第一項及び第二百六十五条並びに法人税法第九条及び第二百四十二条から第二百四十四条までの規定の適用はないものとする。

4
省略

4 同上

5 相手国居住者等で恒久的施設を有しない非居住者であるものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った場合又は控除される場合に

おいて、当該給与又は報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けるときは、税務署長は、当該相手国居住者等に対し、当該給与又は報酬につきこれらの規定により徴収された所得税の額のうち当該支払った又は控除される特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を還付する。

6 相手国居住者等で恒久的施設を有しない非居住者であるものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき所得税法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けないときにおける同法第一百七十二条及び第一百七十二条の規定の適用については、同法第一百七十条中「金額に」とあるのは「金額から租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第五条の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額を控除した残額に」と、同法第一百七十二条第一項第一号中「及び当該金額につき」とあるのは「当該適用を受けない部分の金額に係る特定社会保険料の金額、当該適用を受けない部分の金額から当該特定社会保険料の金額を控除した残額及び当該残額につき租税条約等実施特例法第五条の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の規定により読み替えられた」とする。

7 省略

（租税条約に基づく認定）

第六条の二 相手国居住者等で、国内源泉所得（所得税法第一百六十一条第一項に規定する国内源泉所得（同法第一百六十二条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）又は法人税法第一百三十八条第一項に規定する国内源泉所得（同法第一百三十九条第一項の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該国内源泉所得ごとに、租税条約の規定のうち当該相手国居住者等に対する租

5 相手国居住者等で所得税法第一百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当するものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき同法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けるときは、当該相手国居住者等に対し、当該給与又は報酬につきこれらの規定により徴収された所得税の額のうち当該支払った又は控除される特定社会保険料に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を還付する。

6 相手国居住者等で所得税法第一百六十四条第一項第四号に掲げる非居住者に該当するものが、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った場合又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき同法第二百十二条第一項又は第二項の規定の適用を受けないときにおける同法第一百七十二条及び第一百七十二条の規定の適用については、同法第一百七十条中「金額に」とあるのは「金額から租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第五条の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の特定社会保険料（以下「特定社会保険料」という。）の金額を控除した残額に」と、同法第一百七十二条第一項第一号中「及び当該金額につき」とあるのは「当該適用を受けない部分の金額に係る特定社会保険料の金額、当該適用を受けない部分の金額から当該特定社会保険料の金額を控除した残額に」と、同法第一百七十二条第一項第一号中「及び当該金額につき」とあるのは「当該適用を受けない部分の金額に係る特定社会保険料の金額、当該適用を受けない部分の金額から当該特定社会保険料の金額を控除した残額及び当該残額につき租税条約等実施特例法第五条の二第六項（保険料を支払った場合等の所得税の課税の特例）の規定により読み替えられた」とする。

7 同上

（租税条約に基づく認定）

第六条の二 相手国居住者等で、国内源泉所得（所得税法第一百六十一条に規定する国内源泉所得（同法第一百六十二条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）又は法人税法第一百三十八条に規定する国内源泉所得（同法第一百三十九条の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。）を有し、又は有することとなるものは、国税庁長官から、当該国内源泉所得ごとに、租税条約の規定のうち当該相手国居住者等に対する租税条約の適用に関する条件

税条約の適用に関する条件を定める規定であつて財務省令で定めるものに基づく認定（以下この条において「租税条約に基づく認定」という。）を受けることができる。

2512 省略

（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）

第七条 相手国等の法令に基づき、相手国居住者等又は居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この条において同じ。）若しくは内国法人に係る租税（当該相手国等との間の租税条約の適用があるものに限る。）の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからハまでに掲げる事項をいう。次項において同じ。）又は税額等（同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。）につき更正（同法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は決定（同法第二十五条の規定による決定をいう。同項において同じ。）に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等又は税額等に關し、財務大臣と当該相手国等の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の各種所得の金額（所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この項において同じ。）、内国法人の各事業年度の所得の金額、各連結事業年度の連結所得の金額若しくは各課税事業年度（地方法人税法第七条に規定する課税事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）の基準法人税額（同法第六条に規定する基準法人税額をいう。以下この項において同じ。）又は相手国居住者等の各年分の各種所得の金額、各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額のうちに減額されるものがあるときは、当該居住者若しくは当該内国法人又は当該相手国居住者等の更正の請求（國税通則法第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求をいう。次項において同じ。）に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者は各課税事業年度の基準法人税額のうちに減額されるものがあるときは、当該居住者若しくは当該内国法人又は当該相手国居住者等の各事業年度の所得の金額、各連結事業年度の連結所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額又は当該相手国居住者等の各年分の各種所得の金額若しくは各事業年度の所得の金額若しくは各課税事業年度の基準法人税額を基礎として、更正をることができる。

を定める規定であつて財務省令で定めるものに基づく認定（以下この条において「租税条約に基づく認定」という。）を受けることができる。

2512 同上

（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）

第七条 相手国等の法令に基づき、相手国居住者等又は居住者（所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この条において同じ。）若しくは内国法人に係る租税（当該相手国等との間の租税条約の適用があるものに限る。）の課税標準等（国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第六号イからハまでに掲げる事項をいう。）又は税額等（同号ニからヘまでに掲げる事項をいう。）につき更正（国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正をいう。以下この項において同じ。）又は決定（国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等又は税額等に關し、財務大臣と当該相手国等の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の各種所得の金額（所得税法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。以下この項において同じ。）、内国法人の各事業年度の所得の金額若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は相手国居住者等の各年分の各種所得の金額若しくは各事業年度の所得の金額のうちに減額されるものがあるときは、当該居住者若しくは当該内国法人又は当該相手国居住者等の国税通則法第二十三条第一項又は第二項の規定による更正の請求に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の各種所得の金額、当該内国法人の各事業年度の所得の金額若しくは各連結事業年度の連結所得の金額又は当該相手国居住者等の各年分の各種所得の金額若しくは各事業年度の所得の金額を基礎として、更正をすることができる。

2

相手国等の法令に基づき、居住者又は内国法人に係る当該相手国等の租税（当該相手国等との間の租税条約の適用があるものに限る。）の課税標準等（当該居住者又は内国法人の所得税法第九十五条第四項第一号又は法人税法第六十九条第四項第一号に規定する国外事業所等に係るものに限る。以下この項において同じ。）につき更正又は決定に相当する処分があつた場合において、当該課税標準等に關し、財務大臣と当該相手国等の権限ある当局との間の当該租税条約に基づく合意が行われたことにより、居住者の各年分の国外所得金額（各年分の所得税法第九十五条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は内国法外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は内国法人の各事業年度の国外所得金額（各事業年度の法人税法第六十九条第一項に規定する国外所得金額をいい、同条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）若しくは各連結事業年度の連結国外所得金額（各連結事業年度の同法第八十一条の十五第一項に規定する連結国外所得金額をいい、同法第六十九条第四項第一号に掲げる国外源泉所得に係るものに限る。以下この項において同じ。）のうちに増額されるものがあり、かつ、これらの金額が増額されることによつて当該居住者の各年分の所得税の額又は当該内国法人の各事業年度の所得に対する法人税の額、各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額若しくは各課税事業年度の地方法人税の額のうちに減額されるものがあるときは、当該居住者又は当該内国法人の更正の請求に基づき、税務署長は、当該合意をした内容を基に計算される当該居住者の各年分の国外所得金額又は当該内国法人の各事業年度の国外所得金額若しくは各連結事業年度の連結国外所得金額を基礎として、更正をすることができる。

3

第一項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額又は連結所得の金額のうちに相手国居住者等に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項並びに第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用についてはこれららの規定に規定する所得等の金額又は連結所得等の金額に含まれるものとするほか、同法第二条第十八条号に規定する利益積立金額及び同条第十八条号の二に規定する連結利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

2

前項の更正をする場合において、内国法人の同項の規定により減額される所得の金額又は連結所得の金額のうちに相手国居住者等に支払われない金額があるときは、当該金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項並びに第八十一条の十三第二項及び第四項の規定の適用についてはこれららの規定に規定する所得等の金額又は連結所得等の金額に含まれるものとするほか、同法第二条第十八条号に規定する利益積立金額及び同条第十八条号の二に規定する連結利益積立金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

4 | 所得税法第百五十三条（同法第百六十七条规定において準用する場合を含む。）並びに法人税法第八十条の二、第八十二条及び第一百四十五条並びに地方法人税法第二十四条の規定は、第一項又は第二項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

所得税法第百五十三条	所得税法第百五十三条（同法第百六十七条规定において準用する場合を含む。）並びに法人税法第八十条の二（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十二条の規定は、第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。							
法人税法第八十条の二	修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定							
修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項又は第二項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正							
修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項又は第二項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

3 | 所得税法第百五十三条（同法第百六十七条规定において準用する場合を含む。）並びに法人税法第八十条の二（同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）及び第八十二条の規定は、第一項の更正を受けた居住者若しくは内国法人又は相手国居住者等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

同上	同上							
同上	同上							
同上	同上							
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第七条第一項又は第二項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正	同上							
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下「租税条約等実施特例法」という。）第七条第一項（租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例）の更正	同上							

第二十四条 地方法人税法	修正申告書を提出 し、又は更正若し くは決定（国税通 則法第二十五条の 規定による決定を 七条第一項又は第二項の更正	第一百四十四条の六 第一項第十一号又 は同条第二項第五 号に掲げる金額（ 当該	第一百四十四条の六 第一項第一号若しくは 第二号に掲げる欠 損金額若しくは同項 第六号に掲げる金額 （同項第八号の規 定に該当する場合 に掲げる金額）若しく は、同号に掲げる金額 （同項第九号の規 定に該当する場合 に掲げる金額）若し くは同項第十一号に 掲げる金額又は同 条第二項第一号に掲 げる欠損金額若しく は同項第三号若しく は第五号に掲げる金 額（これらの	で決定 の確定申告書に記載した、又 は決定	修正申告書又は更 正若しくは決定	修正申告書を提出 した日又はその更 正若しくは決定	又は更正若しくは 決定	

(相手国等の租税の徴収の共助)	(相手国等の租税の徴収の共助)
第十一條 省 略	第十一條 同 上
修正申告書の提出 又は更正若しくは 決定	の地方法人税確定申告書に記 載した、又は決定

5 第一項に規定する課税標準等若しくは税額等又は第二項に規定する課税標準等につき財務大臣が相手国等の権限ある当局との間で当該相手国等との間の租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、第一項又は第二項の規定による更正に係る還付金又は過納金については、国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を付さないことができる。

4 前項の規定により共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。以下この項及び次項において同じ。）を徴収する場合又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をする場合には、共助対象外国租税、共助対象者、共助実施決定及び第二項に規定する共助実施決定通知書については、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の定めるところによるほか、国税通則法第二十二条、第四十条から第四十二条まで、第四章（第四十六条第一項、第二項後段、第三項、第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）及び第九項、第四十六条の二第一項及び第三項、第四十九条第一項第二号、第五十三条並びに第五十五条第一項第二号を除く。）、第一百五十五条第一項第二号を除く。）、第一百五十六条、第十三条、第二十一条、第二十三条第四項、第五章（第四十七条第一項第二号、第五十七条第二項、第六十七条第三項（同法第七十三条第五項

4 第一項に規定する課税標準等又は税額等につき財務大臣が相手国等の権限ある当局との間で当該相手国等との間の租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金のうちその計算の基礎となる期間で財務大臣が当該相手国等の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を付さないことができる。

4 前項の規定により共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。以下この項及び次項において同じ。）を徴収する場合又は共助対象外国租税の徴収のための財産の保全をする場合には、共助対象外国租税、共助対象者、共助実施決定及び第二項に規定する共助実施決定通知書については、当該共助対象外国租税に係る租税条約等の定めるところによるほか、国税通則法第二十二条、第四十条から第四十二条まで、第四章（第四十六条第一項、第二項後段、第三項及び第四項、第四十九条第一項第二号、第五十三条並びに第五十五条第一項第二号を除く。）、第一百五十五条第一項第二号を除く。）、第一百五十六条、第十三条、第二十一条、第二十三条第四項、第五章（第四十七条第一項第二号、第五十七条第二項、第六十七条第三項（同法第七十三条第五項

第一号、第五十六条第三項、第五十七条第二項、第六十七条第三項（同法第七十三条第五項及び第七十三条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条及び第八十五条（これらの規定を同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第九十条第三項前段、第一百六条第二項、第一百七条第二項並びに第一百三十九条第六項並びに第一百三十九条を除く。）、第一百五十二条（第一項を除く。）、第一百五十九条（第二項、第三項、第五項第二号及び第三号並びに第十一項を除く。）、第一百五十二条（第一項、第三項、第五項第二号及び第三号並びに第十一項を除く。）、第一百五十九条（第二項、第三項、第五項第二号及び第三号並びに第十一項を除く。）、第一百七十二条（第一項、第三項、第五項第二号及び第三号並びに第十一項を除く。）、第一百七十三条から第一百七十三条まで、第一百八十二条第一項及び第一百八十六条の規定（共助対象外国租税の滞納処分費については、これらの規定のほか、国税通則法第十三条、第七十二条、第七十三条及び第一百五十四条の規定）を準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げるこれらの法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

国税通則法								第一欄
省略		省略		省略				第二欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第三欄
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第四欄

及び第七十三条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十三条及び第七十三条（これらの規定を同法第八十八条第一項において準用する場合を含む。）、第九十条第三項前段、第一百六条第二項、第一百七条第二項並びに第一百三十九条第六項並びに第一百三十九条を除く。）、第一百五十二条（第一項、第三項、第五項第二号及び第三号並びに第十一項を除く。）、第一百七十二条（第一項、第三項、第五項第二号及び第三号並びに第十一項を除く。）、第一百五十九条（第二項、第三項、第五項第二号及び第三号並びに第十一項を除く。）、第一百七十三条から第一百七十三条まで、第一百八十二条第一項及び第一百八十六条の規定（共助対象外国租税の滞納処分費については、これらの規定のほか、国税通則法第十三条、第七十二条、第七十三条及び第一百五十四条の規定）を準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げるこれらの法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

同上								第一欄
同上		同上		同上				第二欄
同上	第三欄							
同上	第四欄							

第四十七条	項	第六項及び第十	二第五項、第	第四十六条の	第二第四項	第二第二項	第四十六条の	省略	省略	省略	省略	省略	省略
納税の猶予		納税	納付する	一時に	納税	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
徵収の猶予		徵収	相手国等に納付する	相手国等に一時に	徵収	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

| 第四十七条 | | | | 同上 |
|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 納税の猶予 | 同上 |
| 徵収の猶予 | 同上 |

省略		一項第四号	第四十九条第	一項第一号	第四十九条第	省略	省略	省略	省略						
省略	を滯納した		完納する		納する	省略	省略	省略	省略						
省略	決定がされた	租税の徴収の共助)	第一項(相手国等の実施特例法第十一條に規定する共助実施	について租税条約等	相手国等において完	省略	省略	省略	省略						

同上		一項第一号	第四十九条第	同上	同上	同上	同上	同上	同上						
同上			完納する		同上	同上	同上	同上	同上						
同上				納する	相手国等において完	同上	同上	同上	同上						

省略	省略	省略	省略	省略			省略	省略			省略				
省略															
省略															

同上	同上	同上	同上	同上			同上	同上		同上					
同上															
同上															

第一百五十二条	省略	省略	省略		省略										
が納税	省略														
が相手国等（租税条	省略														

同上

同上	同上	同上	同上		同上										
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
が租税条約等実施特	同上														

第一項

の二第二項 の百五十一條 の二第一項	第百五十一條	省略	約等実施特例法第二 条第三号（定義）に 規定する相手国等を いい、租税条約等実 施特例法第十一條第 一項（相手国等の租 税の徴収の共助）に 規定する共助対象外 國租税の滞納処分費 にあつては、我が國が とする。次条において 同じ。）における 納税
の滯納がある	た日） 面が發せられ 消しに係る書 には、その取 があつた場合 許可の取消し 納又は物納の の納期限（延 納に	一時に	省略
施特例法第十一條第 長等（租税条約等実 施局）	に係る共助実施決定 通知書（租税条約等 実施特例法第十一條 第二項（相手国等の 租税の徴収の共助） に規定する共助実施 決定通知書をいう。 ）を發した日	税に 相手国等における納 税に	省略

第百五十二条

同上

第四項
第四十六條第

同上

第四十六條第五項

同上

例法第二條第三号（
定義）に規定する相
手国等（租税条約等
実施特例法第十一條
第一項（相手国等の
租税の徴収の共助）
に規定する共助対象
國租税の滞納処分
費にあつては、我が
國における納税

第百五十九条第一項の二第三項	第百五十一条	納税の	徴収の
第一百五十九条 第一項 の二第三項	第一項 の二第三項	一時に 納税の	相手国等に一時に 徴収の

同上	
同上	<p>租税条約等実施特例法第十一條第一項（相手国等の租税の徵収の共助）に規定する所轄国税局長等が同条第三項の規定による保全共助実施決定（以下「保全共助実施決定」という。）をした場合には、徵收職員は、当該保全共助実施決定に係る同条第一項に規定する共助対象外国租税（その滞納処分費を含む。以下「共助対象外国租税」という。）の額を限度として、当該保全共助実施決定に係る同項に規定する共助対象</p>

合において、「共助対象者（以下「共助対象者」といふ。）

その処分に係る国税の納付すべき額の確定（申告、更正又は決定による確定をい

い、国税通則法第二条第二号（定義）に規定する源泉徴収による国税についての納稅の告知を含む。以下この条において同じ。）後ににおいては当該国税の徴収を確保することができないと認められるとときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をすると見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処

省略	省略	省略			
省略	省略	省略	省略	省略	分を執行することを要すると認める金額（以下この条において「保全差押金額」という。）を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者
省略	省略	省略	省略	省略	

同上	同上	同上			
同上	同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	同上	